

令和5年度第1回地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年5月23日（火）午後5時25分～午後6時10分
2 場 所 山梨県庁防災新館4階403会議室
3 出席者 委 員 木内博之 熊谷隆一 佐藤悦子 吉原美幸
病院機構 小俣理事長 小嶋理事（県立中央病院長） 宮田理事（県立北病院長）
内藤理事 病院機構職員
事 務 局 井上福祉保健部長 若月医務課長 医務課職員

司会：開会

（評価委員の紹介及び任命書の交付）

（井上福祉保健部長 挨拶）

（小俣県立病院機構理事長 挨拶）

（病院機構幹部職員の紹介）

（委員長の選出）

（吉原委員長 挨拶）

（委員長職務代理の指名）

委員長： それでは早速議題に入ります。本日の議題は、「地方独立行政法人山梨県立病院機構 第4期中期目標について」でございます。

まず、事務局から第4期中期目標の、現時点でお考えになっている主なポイント、そして中期目標の素案につきまして、今年度の評価委員会の日程、それから中期目標の策定手続きと併せまして、説明をお願いいたします。

医務課長： それでは事務局の方から説明をさせていただきます。福祉保健部医務課長の若月でございます。よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

まず配布しております資料のうち、A4横版の「第4期 県立病院機構 中期目標・中期計画策定スケジュール」についてでございます。今年度の日程が令和5年度でございます。右側に行きまして、第4期中期目標期間の令和6年度から令和9年度までの4年間のうち、令和6年度分を示しているところでございます。左側の縦軸ですが、それぞれ病院機構が行うもの、それから県で評価委員会が行うもの、また県議会との関係を示したものでございます。

「①」とありますが、本日第1回目の評価委員会でございます。ここでまず県の中期目標の素案をお示しさせていただきたいと考えております。その後、下の段にあります「②」、「③」。これらは第2回目、第3回目の評価委員会となりますが、ここで業務実

績の評価をしていただきたいと考えております。令和4年度の単年度の実績評価と第3期期間の4年間の見込みの評価をしていただく予定でございます。この評価が終わりますと、最下段になりますけれども、9月議会におきまして、知事が評価の報告を議会に行う予定でございます。この評価を踏まえまして、中期目標にもう一度戻っていただき、「④」になります。第4回目の評価委員会となりますが、ここで中期目標の原案を固めていただきつつ、この中期目標に合わせた中期計画を病院機構にお示しいただく予定でございます。その後、「⑤」第5回目の評価委員会におきまして、第4回目のご意見を踏まえました中期計画の案を審議していただき、最終的な中期計画の案を固めていただく、そんなスケジュールを考えているところでございます。中期目標につきましては、下から2段目の12月議会で議決をいただきまして、中期計画については、令和6年の2月議会で議決をいただくというスケジュールでございます。

繰り返しになりますけれども、第1回目でまず県が現在考えております中期目標の素案をお示ししまして、第2回目、第3回目で実績等の評価を行っていただき、その評価に基づきます、中期目標に関わるご意見をいただきます。第4回目で中期目標の原案をお示しいたしまして、この中期目標と並行いたしまして、病院機構には中期計画の案をお示しいただきたいと思っております。第5回目におきまして、それまでいただいた意見を踏まえまして、中期計画の案をお示するというスケジュールでございます。

参考でございますけれども令和6年度は、令和5年度の実績評価、それから第3期期間の4年間を通じた実績評価を行っていただくというのが全体の流れのスケジュールでございます。

次に、県が現在考えております中期目標の素案の主なポイントの説明をさせていただきます。配布しております資料で、まずA4版縦の「主なポイント」になります。そのあと「中期目標の構成について」それからA3版横の「中期目標新旧対照表（素案）」という資料を並べてご覧いただきたいと思います。

まず、A4版縦の第4期中期目標の主なポイントになりますが、大きく分けましてポイントは三つございます。各項目の記号で「◎」「●」「○」を振ってありますが、これは新旧対照表の右側の考え方の記号に対応しているところでございます。

1点目になりますが、県が策定いたします部門計画に基づく主要な取り組みでございます。今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえまして、県といたしましても、新興感染症への対応に注力をしているところでございます。令和5年度に感染症予防計画、また新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を予定しておりますので、これを踏まえた取り組みを病院機構にお願いしたいということを考えているところでございます。

2点目でございます。県の課題に関わる取り組みや公立病院経営強化ガイドラインに対応する取り組みでございます。公立病院経営強化ガイドラインは、総務省の方から示されておりまして、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取り組みを記載した公立病院経営強化プランを作成することと

なっております。今年度病院機構が作成する中期計画が、公立病院経営強化プランとして位置付けられるということを予定しておりますので、これに対応できる内容を中期目標に記述しております。公立病院経営強化ガイドラインの概要につきましては、お手元最後のA4版横の資料を見ていただきたいと思います。「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの概要」のとおりとなっております。「中期目標の主なポイント」の資料にお戻りいただきたいと思います。

2点目の内容になりますけれども、一つ目は再掲となりますが、新興感染症への対応でございます。二つ目は医師、看護師等の確保と働き方改革への対応や医療人材の確保への対応ということでございます。三つ目になります。地域の医師不足や偏在、働き方改革による時間外労働規制などの様々な課題に対応したうえで救急医療体制を確保していくということが重要でございます。県では、持続可能な救急体制の構築を進めることとしておりますので、この体制におきまして中心的な役割を果たしていただきたいということを考えております。四つ目になります。機能分化・連携強化であります。他の医療機関との密接な連携と医療機関の役割分担でもあります機能分化への対応ということでございます。五つ目は施設・設備の適正管理と整備費の抑制、デジタル化への対応でございます。

3点目になります。3点目は、第3期の状況や評価委員会で頂戴いたしましたご指摘等を踏まえた取り組みでございます。第3期におきまして評価委員の先生方から、看護師の特定行為研修機関としての成果を期待されるご意見であるとか勤務環境の一層の改善に関するご意見等頂戴しております。これまでの二つのポイントと合わせまして、こちらの方を強調して記載しております。この三つの内容が主なポイントでございます。

次に「中期目標の構成について」でございます。先ほどのポイントを踏まえまして、まず「第2-1 医療の提供」のところで、(1)-2といたしまして「新興感染症への対応」を新設したいと考えております。これまでの「政策医療の提供」を(1)-1としております。

次に「第2-3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着」でございます。働き方改革も踏まえまして勤務環境の改善を加えて記述をしているところでございます。

最後に「第2-4(2) 地域の医師不足に対する支援」になります。これまで地域の医師不足というところであったものを、県内の医療人材の確保に対する支援としているところでございます。

それでは、新旧対照表の方でもう少し詳しくご説明をさせていただきます。左側に現在の目標、真ん中に新たな県の素案、右側に考え方となっております。変更に関する部分については下線を引いております。

まず1ページ目、2ページ目の前文の部分でございますが、前期で行われたことの振り返りや病院機構に求められる役割を記載しているところでございます。考え方等のところをご覧いただきたいと思います。全体として本質的に変わらないと考えておりまし

て大きな変更はしておりません。中央病院で第3期に行われた事項であるとか、また新型コロナウイルス感染症への対応、北病院で第3期に行われた事項等を記載しているところがございます。中でも、遺伝子検査の結果が判明した後に自院で治療方針を決定することができるがんゲノム医療拠点病院として指定をされたこと、また今般の新型コロナウイルス感染症の対応については少し前面に出させていただいているところがございます。

2ページ目をご覧ください。「第1 中期目標の期間」でございますが、前期で期間を4年間といたしましたので、新たな中期目標の期間も同様に4年としているところがございます。

第2になります。「第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

「1 医療の提供」の「(1) - 1 政策医療の提供」で、県の課題でもあります持続可能な救急医療体制におきまして中心的な役割を担っていただくことを求めていくという内容を記述しております。「また」以降の記述ですが、難病につきましては、令和4年4月に難病協力病院として指定を受けたため、これまで拠点病院という記述をしていたものを拠点病院等としております。がん医療につきましては、先ほど申しあげましたように、令和5年3月にがんゲノム医療拠点病院として指定を受けましたので、引き続きがんゲノム医療の提供を推進していただくことを求めていくという内容としております。次に北病院の部分ですが、依存症に関する機関として選定されていることを記述しております。3ページ目をご覧ください。「(1) - 2 新興感染症への対応」でございます。今般の新型コロナの対応を踏まえまして、令和5年度に策定を予定しております、本県における感染症の予防の総合的な推進を図るための感染症予防計画、また新型インフルエンザ等対策行動計画、新興感染症の対応に関する事項を追加することとなりました第8次医療計画を踏まえまして、新興感染症の感染拡大時に必要な対策が講じられるよう、具体的な取り組みを進めていただきたいと考えているところがございます。そして、県が各医療機関と今後、感染症法に基づきまして締結を予定しております感染症対応に関わる協定締結医療機関といたしまして、本県の感染症医療の提供に中心的な役割を担っていただくことを求めたいと考えているところがございます。次に「(2) 質の高い医療の提供」でございます。これまでの内容に、総務省の経営強化ガイドラインにもあります病院施設、医療機器の整備には、デジタル技術の活用や長期的な視点を持つという観点を加えて記載しております。これに関連いたしまして、「(3) 県民に信頼される医療の提供」のところで、デジタル技術の活用に際しましては、必要となるセキュリティ対策への取り組みを求めていくという内容を記載しております。

次の「2 医療に関する調査及び研究」については、変更点はございません。

次に「3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着」のところになります。これまでの医療従事者の育成、確保及び定着に加えまして、令和6年度から適用が開始されます

医師の働き方改革等への観点を改めて強調して加えております。働き方改革自体は対応することが必須の事項でありますので、働き方改革に対応するうえで委員からご意見もいただきました勤務環境の改善、これをより一層行っていただきたいということを記述しているところでございます。「(1) 医療従事者の研修の充実」になりますが、これまでの内容に、具体的な事例として看護師の特定行為研修を行う指定研修機関としての対応などを強調して記載しているところでございます。

次に「4 医療に関する地域への支援」でございませう。これまでの他の医療機関との密接な連携に、総務省の経営強化ガイドラインにもあります機能分化、すなわち医療機関の役割分担ということを加えております。これまでも病病連携であるとか病診連携などの中でも役割分担というものが行われてきたものとは考えておりますけれども、改めて記載をさせていただいたところでございませう。次に「(1) 地域医療機関等との協力体制の強化」でございませうが、これまでの取り組みを引き続き推進をしていただきつつ、地域包括ケアシステムについて、県では精神障害にも対応したシステムの構築を推進しておりますので、これまでの介護という分野だけではなく、より広く対応できるよう福祉を加えて記載しているところでございませう。「(2) 地域の医師不足に対する支援」になりますが、これまで医師という点で記載しておりましたが、看護師等に対する対応も必要と考えておりますので、医師に限らず医療人材として「(2) 県内の医療人材の確保に対する支援」としているところでございませう。その中で旧の方の「(3) 県内の医療水準の向上」というところにありました「また」以降の記載につきましては、医療人材の確保という観点がより適切かと思ひまして「(2) 県内の医療人材の確保に対する支援」に移動し、看護師の特定行為研修の受け入れの部分について強調いたしまして、引き続き積極的に協力していただくことを求めていくという記載をしているところでございませう。そのうえで、他の医療機関への診療支援につきましては、医師にとどまらず医療従事者を対象として支援をするということを求めていく記載をしております。「(3) 県内の医療水準の向上」でございませうが、先ほど申し上げましたとおり「また」以降の記述を移動したため削除しております。

これ以降の内容に関しましては、本質的な部分に変更はなく、不断の改善が必要な内容も多いと考えておりますので、病院機構の方には引き続き取組を推進していただきたいということで変更はございませう。

現在のところ県で考えております中期目標の素案については以上でございませう。以上事務局からの説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長： 説明ありがとうございました。事前に委員の皆様には資料は配布されておりますが、ご覧いただいた内容とただいま説明を受けました内容を含めまして、何かご質問或いはご意見がございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇委員： はい。ご説明ありがとうございます。医療関係者に対する確保、定着というところで、しっかりと計画の中に入れてもらっているということで大変ありがたいなと思いました。例えば令和4年度は、看護職の離職がかなり増えておりまして、確保しても定着していかないというところが非常に大きな問題、課題だと思っております。このコロナの状況は、色々な形で影響している部分もあると思うのですが、まだ実態的には掴めていないというところがありまして、ぜひこの医療に関する従事者の確保、定着のところで推進していただければと思います。

委員長： はい、ありがとうございます。他の委員のみなさまいかがでしょうか。〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇委員： 大変よく網羅されていて、またアップデートされていて、特に中期目標として、これを加えた方がいいというところは特にありません。

委員長： はい。ありがとうございます。〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇委員： 意見というよりは、初めて参加させていただいてわからないことが多いので、質問させていただきたいです。3ページの(2)、(3)で、デジタル技術の活用が表記されておりますが、具体的にこのデジタル技術の活用というのは、どのようなことを考えていらっしゃるのかご説明いただければと思います。

委員長： はい。それでは事務局お願いいたします。

医務課長： はい。(2)、(3)とございまして、まず(3)になりますけれども、サイバー攻撃というのが非常に増加しているということで、技術的にどういう機械を用いてとかまでは、大変申し訳ございませんが勉強不足の所がございますけれども、外からのサイバー攻撃というものにしっかり対応ができ、患者の個人情報をきっちり守っていくという観点が必要で、その技術を病院のセキュリティに取り入れていっていただきたいと考えているところでございます。あと(2)の質の高い医療の提供のところのデジタル技術の活用でございますけれども、最近医療も特にコロナを通してということもありましたが、遠隔診療とか色々な技術が出てきております。今回の4年間、新しい期の4年間だけというのはわかりませんが、その先に今のウェアラブル的なものが非常に増えてきているのだらうと思います。先を見越して新たな技術というものを病院の運営にビルトインしていくということが必要だと考えているところでございます。

委員長： 〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇委員： ということは、医療に必要な部分についてのデータ技術に関するものということで、例えば最近だとマイナンバーカードを保険証の代わりに使うとかいうことで、各病院も受付のところに設置されていると思うのですが、そういったことは含まないのでしょうか。

医務課長： マイナンバーカードについては、すでに対応がおそらくされているのだろうと思います。

委員長： 県の方で示した中期目標を踏まえまして、具体的にこういったものということは病院が作成する中期計画でしっかりと示されてくると思います。他にいかがでしょうか。

今いただいた意見として、これまでのものから今の状況に適切に対応してアップデートされた目標の素案になっているのではないかというご意見をいただいております。他にご意見がなければ、今回の議題につきましての審議というのはここまでとさせていただきますがよろしいでしょうか。

〇〇委員： あともう一つ質問させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長： はい。〇〇委員どうぞ。

〇〇委員： はい。4ページ「4 医療に関する地域への支援」そして「(2) 県内の医療人材の確保に対する支援」がございます。それと働き方改革が3ページ「3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着と勤務環境の改善」で、確保及び定着を図るとともに働きやすい勤務環境の充実を図ることとございます。とはいえ、どこの職場においても人数等もかなり限られているかと思われまして。その中で、残業の問題とか色々な課題が指摘されておりますが、県立病院機構の方では人員を増やすとかそのための予算を確保するとか、そういったことはどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。

委員長： はい。わかりました。現時点の病院機構の働き方改革への対応の考え方や実際に実践されていることを踏まえて、病院機構の方でどのように対応されているのかというご質問かと思っております。

本部理事： はい。

委員長： 理事お願いいたします。

本部理事： 今現在、機構としての勤務環境、働き方という部分で、大きな考え方としまして病院機構になりまして、いわゆる人員の定数、必要な人員を必要な時に確保できるということ、必要な人員の確保にあたって、以前は看護師の採用試験は1回しかしないとか、コメディカルについても1回の採用試験だったものを、年に何回か実施しているというところで、適度に人員を採れる体制を作っております。

一方で、勤務している職員の方々、特に子育て世代が多いもので、院内託児所、それから病児病後児的なちょっと具合が悪いお子さんを預けられるような施設、それからあと色々な子育てに関する休暇が取りやすいような体制というものを整備できているのだと思います。それにより、代替職員についても、随時適切に対応できるような体制、フレキシブルな対応ができるようになっていないかと考えております。

委員長： はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

委員長： また今の点につきましても、機構が作成します中期計画の中で、さらなる色々な施策と対策等を盛り込んでいただけのではないかと考えております。他にいかがでしょうか。〇〇委員どうぞ。

〇〇委員： 前文を読んで質問があるのですが、県の方で第8次の医療計画立てますよね。そういった中で、ここに色々県の重要指定医療機関で公的医療機関とあるので、医療計画に沿った目的の推進とかそういう整合性を兼ねた文言が入るとか、そういうことは今までなかったと思うのですが、それはあえて盛り込む必要はないでしょうか。

委員長： 医療計画を踏まえたとか、そういった記述があった方がいいのではないかというご意見かと思います。

〇〇委員： あった方がいいのではないかという意味ではなく、そういう考えはどのようなものでしょうかという程度です。

委員長： わかりました。事務局お願いいたします。

医務課長： お答えさせていただきます。地域保健医療計画ですけれども、非常に多岐に渡って県内の医療の方向性を決めていくものでございますので、ある意味そこに沿うというのは当たり前の話にもなってくるので、特に記述はしておりませんが、また深く考えてみたいと思います。

〇〇委員： わかりました。

委員長： 次回までに検討をお願いしたいと思います。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは県の方には、いただいた委員のご意見を、ぜひ10月に中期目標を提案いただく中での参考としていただいて、第2回・第3回で審議いたします病院機構の業務実績評価も基に、中期目標の原案を策定し、委員会の方にご提案いただけるようお願いいたします。

本日の議題はこの1点でございます。せっかくでございますので、この他に何かその他としまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして、本日の審議は終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力に感謝いたします。

(審議終了)

司会： 閉会